

熊本県内で自転車を利用する皆様へ

令和3年10月1日から
自転車利用中の事故によって生じた賠償に備える保険等
に加入している必要があります!!



熊本県では、条例※を改正し、自転車利用中の事故で、
他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務になります。

※熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

自転車利用者
の義務

自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する
自転車損害賠償保険等に参加しなければなりません。

保護者の義務

未成年のお子様が自転車を利用するときは、
自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する
自転車損害賠償保険等に参加しなければなりません。

1億円に迫る高額賠償
を命じられた事例があります。

9,521万円(神戸地裁 H25年7月判決)

9,266万円(東京地裁 H20年6月判決)

自転車の安全利用に努めるとともに、保険等に参加して、万が一に備えましょう

自転車安全利用
五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る ●飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
●夜間はライトを点灯
●交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

裏面のチェックシートで、自転車損害賠償保険等に
加入しているか状況を確認してみましょう!



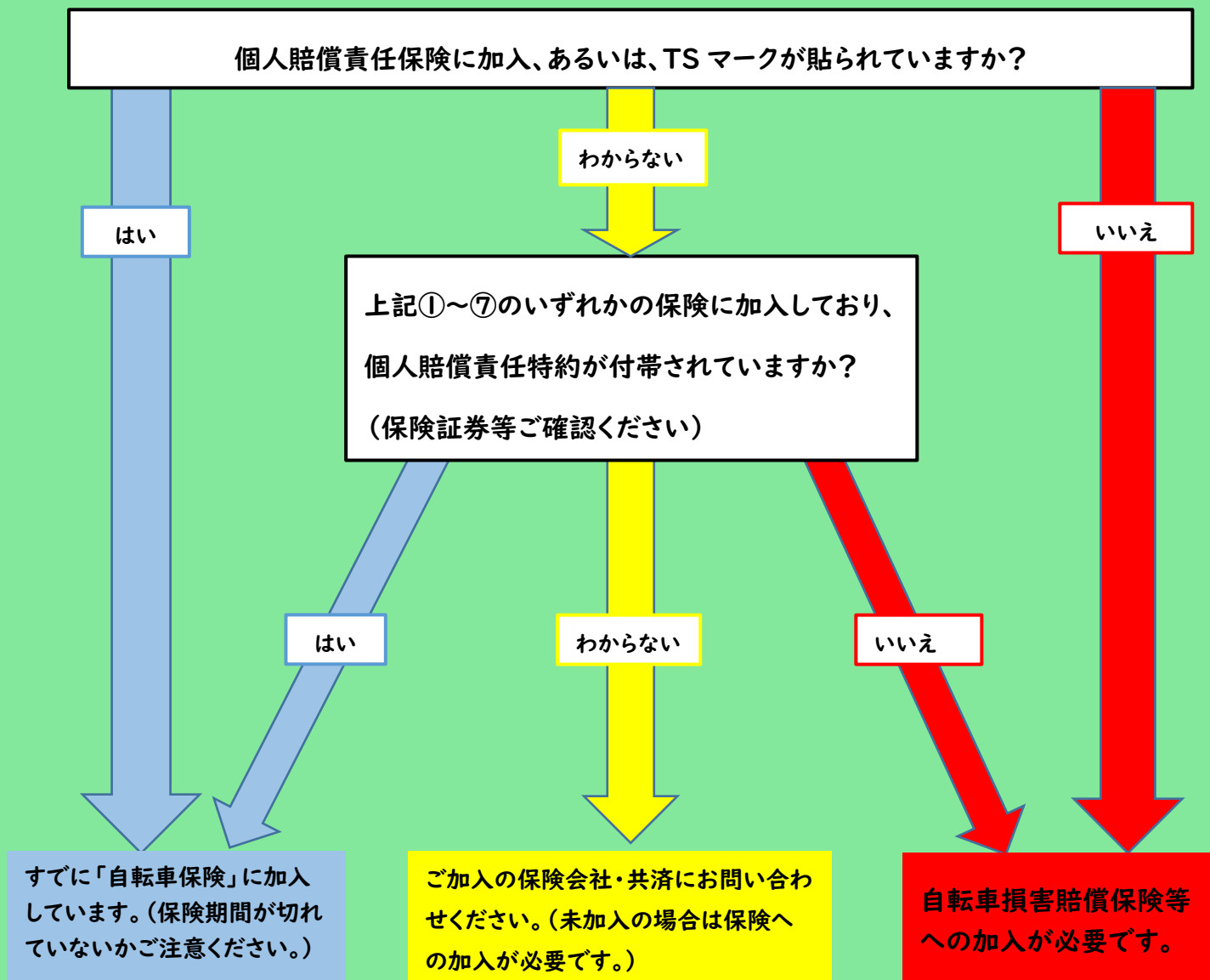
自転車損害賠償保険等への加入状況を確認しましょう

○自転車運転中の賠償責任（生命・身体及び物への損害）を補償する保険

ご確認ください保険・共済	ご確認くださいこと
①「自転車保険」等の名称で販売されている保険	①～⑦の保険・共済に加入しており、 「個人賠償責任保険」が付帯されているか。 【個人賠償責任保険※保険会社によって名称が異なります。】 個人又はそのご家族が、日常生活の中で誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害を補償する保険 事業活動中の事故は補償の対象外です。
②自動車保険（特約）	
③火災保険（特約）	
④傷害保険（特約）	
⑤クレジットカードなどの付帯保険	
⑥会社等の団体保険	
⑦PTA 保険	

○自転車運転中の事故で生じた他人の生命・身体への重大な損害を補償する制度

TS マーク付帯保険 (点検整備を受けた自転車に付帯された保険)	点検日から1年以内のTS マークが貼られている 自転車であれば誰でも補償されますが、補償条件が他に比べ限られています。
-------------------------------------	--



※事業活動中の事故については、TS マーク付帯保険若しくは、施設所有管理者賠償責任保険への加入が必要です。

条例の改正内容について、詳しくは

熊本県 自転車条例

検索

(お問合せ) ぐらしの安全推進課

TEL : 096-333-2293